

## 公立大学法人名古屋市立大学発ベンチャー称号授与規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）におけるベンチャー企業（以下「名市大発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために名市大発ベンチャーに対する称号の授与に関して必要な事項を定めることにより、本学の研究成果の起業による事業化を推進すること等を目的とする。

### (要件)

第2条 名市大発ベンチャーとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学の役員、職員又は学生（学部生、大学院生、研究員等本学と雇用関係にない者をいう。以下同じ。）を発明者（公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）第2条3号に規定する発明者）とし、本学が保有する特許権等知的財産権をもとに起業したもの
- (2) 本学で達成された研究成果又は習得した前号以外の技術に基づいて起業したもの
- (3) 本学の役員、職員又は学生が設立者となる、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの
- (4) 本学の役員、職員又は学生であった者が、退職、卒業又は修了の後、原則として1年以内に設立者となる、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの

2 名市大発ベンチャーとして称号を授与される企業は、次に掲げるすべての要件に該当していなければならない。

- (1) 前項に掲げる要件のうちのいずれか一の要件を満たすこと
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 企業が政治性、宗教性又はその他名市大発ベンチャーとして称号を授与するにあたっての適格性を欠く性質を有しないこと
- (5) 本学の役員又は職員が起業したものにあっては、公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋

屋市立大学達第21号)、その他本学における関係規程等に定める所要の  
手続き、許可等が適正になされていること

(申請)

第3条 称号授与を申請する者(以下、「申請者」という。)は、称号授与申  
請書(別記様式第1号)に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。  
い。

(決定)

第4条 前条に規定する申請に対して、理事長は称号授与の可否を決定する。

2 理事長は、前項に規定する結果について、申請結果通知書(別記様式第2  
号)により申請者に通知するものとする。

3 称号の名称は「名市大発ベンチャー(名古屋市立大学発ベンチャー)」と  
し、称号授与は、申請結果通知書(別記様式第2号)の交付をもって行う。

(支援)

第5条 本学は、称号授与を受けた企業に対し、次に掲げるもののうち、当該  
企業の事業目的、本学への貢献内容等に応じて、本学の管理運営、教育研究  
等に支障のない範囲において支援を行うことができる。

(1) 本学の共用機器を学内料金で使用させること。なお、当該料金に関す  
る事項は別に定める。

(2) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を与  
えること。

(3) その他理事長が必要と認めること。

(申請内容の変更)

第6条 称号授与を受けた企業は、申請した内容に変更が生じたときは、速や  
かに申請内容変更届出書(別記様式第3号)に当該変更に関する必要書類を  
添えて理事長に提出しなければならない。

(期間)

第7条 称号授与の期間は、称号授与の日から5年とし、更新を妨げない。

2 称号授与の期間の更新については、第3条及び第4条を準用する。

(事業報告)

第8条 称号授与を受けた企業は、毎年度7月末までに、事業報告書(別記様  
式第4号)に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(利用の条件)

第9条 称号授与を受けた企業は、広告及び宣伝又はメディア対応において、称号授与の事実を表示する場合、事前に理事長に当該表示に関する資料を提出しなければならない。

2 前項に規定する提出に関して、理事長は、当該表示が不適当と認めるときは、当該表示の停止を求めることができる。

3 称号授与を受けた企業は、当該企業の製品、サービス等の内容及び品質の保証並びに当該企業の資力の担保のため、称号授与の事実を利用してはならない。また、当該企業は融資を受け、又は、資金調達を実施する際に、称号授与の事実を利用して、当該融資や資金調達に本学が関係している旨の説明を行ってはならない。

(取消し)

第10条 理事長は、称号授与を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、称号授与を取り消すことができる。

(1) 当該企業から称号授与の取消しの申出があったとき

(2) 第2条第2項に規定する要件を欠いたとき

(3) 第6条、第8条及び前条第3項に違反したとき

(4) 本学又は当該企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき

(5) 前4号に掲げるもののほか、称号授与を維持することが適当でないと理事長が認めるとき

2 理事長は、称号授与を取り消したときは、その旨を、称号授与取消し通知書(別記様式第5号)により当該企業に通知するものとする。

3 理事長は、称号授与取消し対象企業の所在が判明しない場合は、称号授与取消し通知書(別記様式第5号)による通知を本学が指定する場所への掲示によって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなす。

4 第1項に規定する取消しを受けた企業は、称号授与を受けていた事実を事業に使用してはならない。

(公表)

第11条 理事長は、称号授与又は称号授与の取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表できるものとする。

(損害賠償)

第12条 称号授与に関連して、称号授与を受けた当該企業に損害が生じた場合であっても、本学は当該損害を賠償する責任を負わない。

2 称号授与に関連して、本学が損害を被った場合には、本学は当該損害を生じさせた称号授与を受けた企業に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(事務)

第13条 名市大発ベンチャーにかかる事務は事務局学術課において行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、名市大発ベンチャーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。